

三次市告示第20号

三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年2月14日

三次市長 福岡 誠志

三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受けている市内の小規模事業者等の負担軽減及び事業の継続を図るため、予算の範囲内において三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模事業者等 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者。ただし、発行済み株式若しくは出資の2分の1以上を同一の大企業者に所有されている法人又は発行済み株式若しくは出資の3分の2以上を大企業者に所有されている法人は除く。

イ 個人で農業若しくは林業を営む者又は農事組合法人

ウ その他市長が認める者

- (2) 大企業者 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号で規定するものをいう。

（交付対象者）

第3条 支援金の交付対象となる小規模事業者等（以下「交付対象者」という。

）は、この告示の施行日前に事業を開始し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に事業所を有する者

(2) 年金収入を除く収入のうち、主たる収入が事業収入であって、令和6年（法人は前事業年度）の収入が120万円以上である者

(3) 令和6年（法人は前事業年度）分確定申告をしている者

(4) 今後も事業を継続する意思がある者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 令和6年中に事業を開始した者にあつては、前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、別に定める収入を超える者

（交付の対象外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、支援金の交付対象者としなない。

(1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、三次市暴力団排除条例（平成23年三次市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当する者

(2) この告示と同様の趣旨の国、県又は市の補助金等の交付を受けた者

(3) 納期限の到来した市税・料を完納していない者

(4) 前3号に掲げる者のほか、支援金の趣旨等に照らして適当でないとして市長が認める者

（支援金の額等）

第5条 支援金の額は、個人事業者は5万円とし、法人は10万円とする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

（交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、別に定める期限までに、

三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金交付申請に係る宣誓書（様式第2号）
- (2) 法人の場合は、法人番号がわかる書類
- (3) 市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることを証する書類（令和6年分所得税確定申告書、直近の法人税確定申告書等）
- (4) 振込先口座通帳の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請について内容を審査のうえ、支援金を交付することが適当と認めるときは、三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金交付決定兼交付確定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、支援金を交付することが適当でないとしたときは、三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、支援金を受給した者が、偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたと認められた場合は、支援金の全額を返還させることができる。ただし、次のいずれかに該当するときは、その返還を免除することができる。

- (1) 支援金を受給した者が死亡したとき。
- (2) 火災、疾病その他やむを得ない事由により、返還することが著しく困難であると認められるとき。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年2月14日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(告示の失効後の経過措置)

- 3 第8条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金
交付申請書 兼 請求書

年 月 日

三次市長 様

市内所在地

本店所在地

法人名又は屋号

代表者役職・氏名

三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金の交付について、三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

1 申請者の情報

経営形態 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人
主たる業種	
従業員数	人 ※ 従業員の算定については、Q&Aで確認してください。
法人番号(13桁)	
電話番号	
決定通知書等送付先 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 市内所在地に同じ。 <input type="checkbox"/> 本店所在地に同じ。 <input type="checkbox"/> その他(〒)

2 交付申請額及び請求額 金 円

- 3 振込先口座 振込につきましては、次の口座へ入金してください。
(請求者と振込先口座名義人が異なる場合は、当該支援金の受領について、次の口座名義人に委任します。)

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	支店・本店 支所・出張所
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

4 申請に係る責任者等

責任者	役職：	氏名：
担当者	氏名：	
電話番号		

責任者名には、代表取締役、支店長、営業所長等の社内において権限の委任を受けた役職員名を、担当者名には、この支援金に係る事務担当者（責任者と同じでも構いません。）を記載してください。

三次市長 様

市内所在地
本店所在地
法人名又は屋号
代表者役職・氏名

三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金交付申請に係る宣誓書

宣誓事項

チェック欄

- 事業経営において、物価高騰の影響を受けています。
- 今後も事業を継続します。
- 発行済み株式若しくは出資の 2 分の 1 以上を同一の大企業者に所有されている法人又は発行済み株式若しくは出資の 3 分の 2 以上を大企業者に所有されている法人ではありません。
- 三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金交付要綱第 2 条第 1 号で定義された小規模事業者等に該当します。

アに該当する場合（該当する業種のチェック欄に☑を記入）

業 種		従 業 員 の 数
<input type="checkbox"/>	製造業，その他の業種	20 人以下
<input type="checkbox"/>	商業又はサービス業	5 人以下
<input type="checkbox"/>	宿泊業，娯楽業	20 人以下

イに該当する場合

業 種	
<input type="checkbox"/>	個人で農業を営む者
<input type="checkbox"/>	個人で林業を営む者
<input type="checkbox"/>	農事組合法人（名称： ）

ウに該当する場合

名 称	
<input type="checkbox"/>	()

- 代表者，役員又は使用人その他の従業員等が，三次市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団，暴力団員又は暴力団員等に該当しません。
- 市税・料の滞納はありません。また，支援金の受給に当たり，市税・料について徴税・徴収機関に照会されることに同意します。
- 他の行政機関や警察等に対し，確認等を行うことや情報を提供されることに同意します。
- 市から報告・立会検査等の求めがあった場合は，これに応じます。
- この告示と同様の趣旨の国，県又は市の補助金等を受給していません。
- 申請内容に不正があった場合等において，市が必要と判断した場合には，事業者所在地，代表者氏名等の情報が公表されることに同意します。
- この申請に関し虚偽が判明した場合は，交付決定の取消，支援金の返還等に応じます。また，この取消等により当方が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

私は，三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金の交付申請に関して，上記のとおり誓約します。

宣誓者（自署又は記名押印）

役職： _____ 氏名： _____

第 号
年 月 日

法人名又は屋号
代表者役職・氏名

三次市長 印

三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金交付決定兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金については、三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり交付決定及び交付確定したので通知します。

1 交付決定額及び交付確定額 金 円

2 交付決定及び交付確定の内容

この支援金の交付対象となる事業は、三次市物価高騰対策小規模事業者等支援事業で、その内容は、年 月 日付けの申請書のとおりとする。


3 交付の条件

三次市補助金等交付規則及び三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金交付要綱を遵守すること。

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

法人名又は屋号
代表者役職・氏名

三次市長 

三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金については、次のとおり交付しないことを決定したので三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、通知します。

不交付決定理由